1 所有型 の場合

千葉市内に工場・事務所等を建設(購入)したい！

新たに工場・事務所等を『取得』される企業の方

市内企業の方もご利用可能。
幅広い投資をバックアップします。

補助内容 ＝ 固定資産税 都市計画税の相当額 ＋ 法人市民税 事業所税の相当額（※ちば共創企業重点立地事業の場合） ＋ (P.18 参照) A 雇用奨励補助（スタートアップ型 / フォローアップ型） ＋ (P.19参照) B カーボンニュートラル特例奨励金

(ⓒⓓは対象外)

補助メニュー	対象地区	対象施設 ※店舗は除く	投資・雇用要件	補助内容	補助限度額	期間
ちば共創企業重点立地事業 (「食品・健康生活実現型産業」に適用)	●ネクストコア千葉誉田	●工場 ●研究開発施設 ●事務所	下記①+②が2億円以上 ①取得固定資産評価額(1億円以上) ②常時雇用者数×10百万円 [本社] [大型特例]取得固定資産評価額50億円以上	取得した固定資産に係る ●固定資産税 ●都市計画税 相当額	1億円／年 5億円／年	5年 6年
			[本社] [大型特例]取得固定資産評価額50億円以上	●法人市民税 ●事業所税 相当額	1億円／年 5億円／年	1年
重点地域 企業立地事業	●工専・工業・準工業地域 ●商業地域・近隣商業地域(事務所のみ) ●千葉都心地区 ●幕張新都心地区 ●蘇我特定地区	●工場 ●研究開発施設 ●事務所 ●流通加工施設 ●環境関連施設※1 ●社員寮※2	下記①+②が2億円以上 ①取得固定資産評価額(1億円以上) ②常時雇用者数×10百万円 [大型特例]取得固定資産評価額50億円以上		1億円／年 5億円／年	3年 5年
本社立地事業	●千葉土気緑の森工業団地 ●ちばリサーチパーク ●ネクストコア千葉誉田 ●み春野流通パーク ●IC周辺地域	●本社およびそれに付帯する施設	下記①+②が2億円以上 ①取得固定資産評価額(1億円以上) ②常時雇用者数×10百万円	取得した固定資産に係る ●固定資産税 ●都市計画税 相当額	5億円／年	5年
新港地区 企業立地事業	●新港経済振興地区 ●新港工業専用地区	●工場 ●研究開発施設 ●事務所 ●流通加工施設 ●倉庫※3 ●社員寮※2	取得固定資産評価額1億円以上、 または取得固定資産評価額3千万円以上 1億円未満かつ常時雇用者数5人以上 [大型特例]取得固定資産評価額50億円以上		1億円／年 5億円／年	5年 5年
特定流通業務施設 立地事業	●市内全域	●特定流通業務施設※4	下記①+②が2億円以上 ①取得固定資産評価額(1億円以上) ②常時雇用者数×10百万円		1億円／年	3年

※1 蘇我特定地区におけるリサイクル機能ゾーンに限る　※2 補助対象施設に付随して市街化区域に建設されたものに限る　※3 新港経済振興地区に限る
※4 物流総合効率化法に規定する特定流通業務施設

1 所有型 手続きの流れ(イメージ)

施設の整備に着手する前に事業計画の認定が必要です。

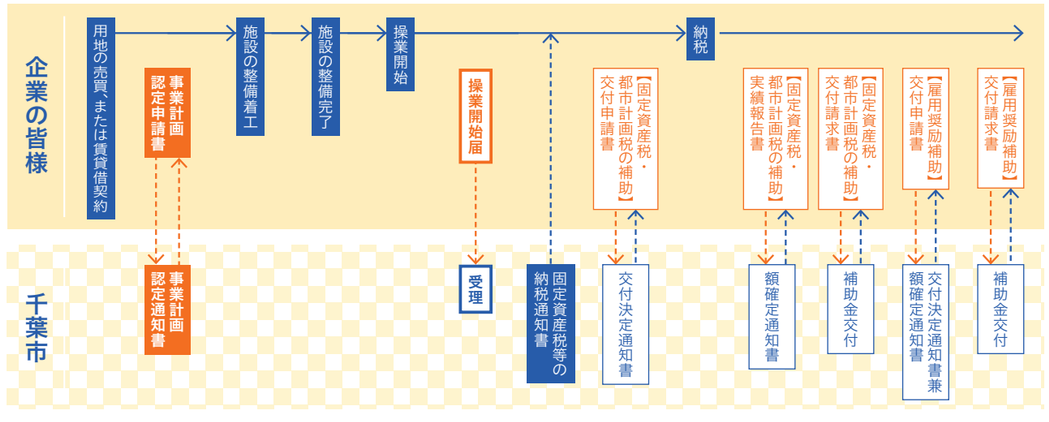

追加投資をされる市内企業の方

市内企業の既存施設における追加投資や増設をサポート！

補助内容 ＝ 固定資産税 都市計画税の相当額(増加分) ＋ (P.18 参照) A 雇用奨励補助（スタートアップ型 / フォローアップ型） ＋ (P.19参照) B カーボンニュートラル特例奨励金

補助メニュー	対象地区	対象施設 ※店舗は除く	投資・雇用要件	補助内容	補助限度額	期間
市内企業拠点拡充・高度化事業	●工専・工業・準工業地域 ●商業地域・近隣商業地域 ●千葉都心地区 ●幕張新都心地区 ●蘇我特定地区 ●千葉土気緑の森工業団地 ●ちばリサーチパーク ●ネクストコア千葉誉田 ●み春野流通パーク ●IC周辺地域	●工場 ●研究開発施設 ●事務所 ●流通加工施設 ●環境関連施設※1 ●倉庫※3 ●社員寮※4 ●特定流通業務施設※5	下記①+③が2億円以上 または②+③が3億円以上 ※新港地区については①+③が1億円以上 または②+③が2億5千万円以上 ①取得固定資産評価額(土地・建物・構築物) 1億円以上 ※新港地区については5千万円以上 ②取得固定資産評価額(機械設備)※2 2億円以上 ③その他償却資産+(常時雇用者数×10百万円) [大型特例]取得固定資産評価額50億円以上	取得した固定資産に係る ●固定資産税 ●都市計画税 相当額(増加分)	1億円／年 5億円／年	3年 3年

※1 蘇我特定地区におけるリサイクル機能ゾーンに限る　※2 雇用の増加、生産力の増強、生産効率の向上など、事業の高度化が認められるもの
※3 新港経済振興地区に限る　※4 補助対象施設に付随して市街化区域に建設されたものに限る　※5 市内全域を対象とする

県補助も併用可

補助対象事業の要件及び補助額

新たに製造業の本社・研究所・工場等を建設・取得する場合
※補助の要件　敷地面積1,000㎡以上　事業従事者10人以上

最大10億円

【補助内容】
❶建物に係る不動産取得税相当額
❷償却資産に係る固定資産税相当額（1年分）

※一部メニューは❶のみ
※幕張新都心エリアへの特定の産業(①ﾃﾞｼﾞﾀﾙ ②ｴﾈﾙｷﾞｰ・環境 ③ﾊﾞｲｵ ④ﾏﾃﾘｱﾙ)の立地については上記❶と❷に加えて、土地に係る不動産取得税相当額、法人県民税相当額、法人事業税相当額、自動車税(種別割・環境性能割)相当額も補助

＋

福利厚生充実の一環として、従業員の県内における観光や消費を促進する取組を行う場合

最大1千万円
※再投資・県内移転は除く

【補助内容】
❸福利厚生に係る経費
事業従事者一人当たり上限1万円

＋

一定数以上の正規雇用者が雇用される場合

最大1億円
※操業開始から3年後の正規雇用者数50人以上(中小企業の場合25人以上)

【補助内容】
❹県内に在住する正規雇用者数5万円/人
うち、高度人材30万円/人

千葉県企業立地課（☎043-223-2444）

1 所有型 試算例

実際に算出してみましょう！

たとえば　土地・建物・償却資産それぞれ1億円で取得し、常時雇用者のうち、新規採用&転入千葉市民が50人(複数世帯)の工場を立地(県内初進出)した場合 → 重点地域 企業立地事業 (P.12参照)

【補助内容】

❶固定資産税・都市計画税の補助

(課税標準額を土地0.7、家屋0.7、償却資産1と仮定)
税率:固定資産税1.4%、都市計画税0.3%で計算

土地	(1億円×0.7)	×1.7%＝1,190,000円
建物	(1億円×0.7)	×1.7%＝1,190,000円
償却資産	(1億円)	×1.4%＝1,400,000円

小計 3,780,000円（＝1年間）
3,780,000円×3年間 ➡ 11,340,000円

❷雇用奨励補助 スタートアップ型
600,000円×50人 ➡ 30,000,000円

❸雇用奨励補助 フォローアップ型
※操業開始1年後から起算して3年後の市民雇用者(常時雇用者)が10人(単数世帯)増加した場合
300,000円×10人 ➡ 3,000,000円

さらに！県の補助金も併用可！

県補助
Ⅰ 建物にかかる不動産取得税相当額(課税標準額を建物0.6、償却資産を0.9と仮定) 2,400,000円
Ⅱ 償却資産にかかる固定資産税相当額(1年分) 1,260,000円
Ⅲ 福利厚生に係る経費 500,000円
Ⅳ 県内在住正規雇用者数に対する支援 2,500,000円
(上限10億円)

市補助 ＋ 県補助　総額 51,000,000円

A 雇用奨励補助

雇用をサポート！

補助事業の適用を受けた企業の、千葉市民の雇用、雇用者の千葉市への転入をサポート！

スタートアップ型 操業開始時の体制整備を支援

（3 累積投資型 は対象外）

適用される企業	補助対象者	内容	補助限度額	補助回数
①所有型 企業立地補助金の対象企業 ②賃借型 企業立地補助金の対象企業 ④農業法人 立地促進事業の対象企業	本市在住 新規常時雇用者※1および常時雇用者※1で新規に転入した者	30万円/人 対象者が複数人世帯※2の場合 60万円／人	1億2,000万円	1回

※1 常時雇用者…①直接雇用　②社会保険被保険者　③雇用保険一般被保険者等　のすべての要件を満たす者
※2 複数人世帯…同一世帯に属する配偶者、一親等以内親族がいるもの

フォローアップ型 中・長期的な雇用拡充を支援

（3 累積投資型 は対象外）

適用される企業	補助対象者	内容	補助限度額	補助回数
①所有型 企業立地補助金の対象企業 ②賃借型 企業立地補助金の対象企業 ④農業法人 立地促進事業の対象企業	［対象者］ 起算日（操業開始から1年後）から3年経過した時点で増加した市民雇用者（常時雇用者※1） ［補助交付条件］ 市民雇用者数（常時雇用者※1）が起算日に比して増加していること	30万円/人 対象者が複数人世帯※2の場合 60万円／人	1億2,000万円	1回

※1 常時雇用者…①直接雇用　②社会保険被保険者　③雇用保険一般被保険者等　のすべての要件を満たす者
※2 複数人世帯…同一世帯に属する配偶者、一親等以内親族がいるもの

5 雇用奨励補助 手続きの流れ（イメージ）

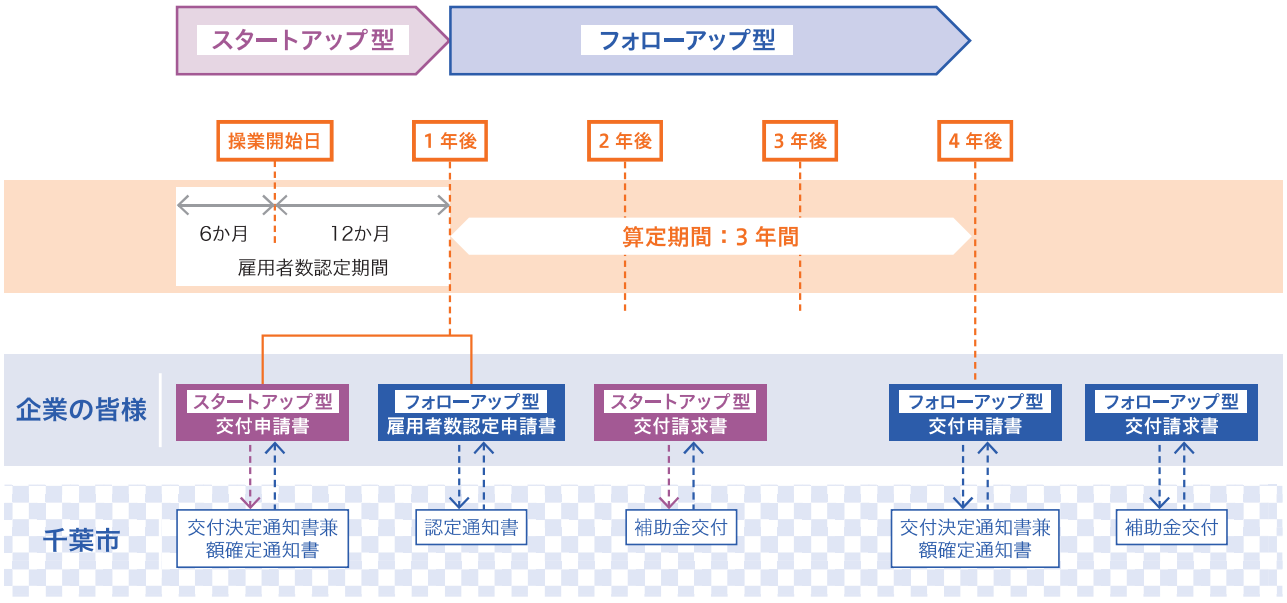

Ⓑ カーボンニュートラル特例奨励補助金

脱炭素社会へ向けての新制度導入 ＜ カーボンニュートラルの実現に資する投資へ上乗せ支援！（ 1 所有型 3 累積投資型 のみ対応）

■対象設備

【補助限度額】1,000万円　【補助回数】1回

主な対象設備	具体的な対象品目例
(1)経済産業省の省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業の先進事業として認められた対象設備 (2)経済産業省の省エネルギー投資促進支援事業の指定設備導入事業として認められた対象設備 (3)その他、国等の認証基準を満たすカーボンニュートラル関連設備	●流体撹拌装置　●雰囲気再生装置 ●高効率空調　●産業ヒートポンプ　●業務用給湯器　●高性能ボイラ ●高効率コージェネレーション　●低炭素工業炉　●変圧器 ●冷凍冷蔵設備　●産業用モータ　●制御機能付きLED照明器具 ●工作機械　●プラスチック加工機械　●プレス機械　●印刷機械 ●ダイカストマシン ※参考ホームページアドレス　(一社)環境共創イニシアチブ　https://sii.or.jp/

■補助内容（上乗せ額）

新港地区	その他地区
【補助対象に係る固定資産税・都市計画税】×100%	【補助対象に係る固定資産税・都市計画税】×50%